



自家発電ミニナール ⑥

消防法で定める危険物の規制(その1)

Q1

自家発電設備を設置した際は設置の届出とともに、危険物の届出等を消防機関に行わなければなりません。この届出内容について教えてください。

A1

自家発電設備は燃料として石油類を使用することから、常用、非常用を問わず、貯蔵又は取扱う燃料の量により、消防法による危険物の貯蔵・取扱い等に関する規制を受けます。それに基づき危険物としての届出等が義務づけられています。

Q2

消防法で定める「危険物」とは、どのようなものを指すのでしょうか。

A2

危険物とは、爆発性物質、引火性物質、有毒性物質あるいは放射性物質等、社会生活を営む上で常に危険性を有している物質を総称して呼ばれています。これらの物質の貯蔵・取扱いは、消防法、高圧ガス保安法、火薬類取締法等の法律によってそれぞれ規制されています。それにより、安全の確保が図られています。

消防法では、「火災発生の危険性が大きい」、「燃焼が速い」、「火災時の消火が困難である」等の性質を有している物質を「危険物」として指定し、火災予防上の観点から貯蔵・取扱い等について保安規制を行っています。

消防法上、「危険物」として指定された物質で特に発電設備の燃料として使用される液体燃料は、表1のとおり区分されています。

表1 危険物

種類	性質	品名	1気圧における引火点
第4類	引火性液体	1. 特殊引火物	零下20度以下
		2. 第1石油類(ガソリン等)	21度未満
		3. アルコール類	—
		4. 第2石油類(軽油・灯油等)	21度以上 70度未満
		5. 第3石油類(重油等)	70度以上 200度未満
		6. 第4石油類(ギヤー油, シリンダー油等)	200度以上 250度未満
		7. 動植物油類	250度未満

Q3

消防法上、危険物として指定された物質には「指定数量」(危険性が法律で規制する必要があるレベルとなる量)が定められています。液体燃料である第4類石油類に属するものの指定数量について教えてください。

A3

第4類石油類に属する物質の「指定数量」は、表2のとおりです。引火点が低く燃焼しやすいものほど危険性が高いため、指定数量の数値は低く定められています。

表2 指定数量

種類	品名	指定数量
第4類	第1石油類(ガソリン等)	200 ℓ
	第2石油類(軽油・灯油等)	1,000 ℓ
	第3石油類(重油等)	2,000 ℓ
	第4石油類(ギヤー油, シリンダー油等)	6,000 ℓ

Q4

危険物の規制は、貯蔵又は取扱う危険物の量が指定数量に達しているか否かにより、どのように変わりますか。

A4

危険物の貯蔵・取扱いの規制の区分と、指定数量に応じて、消防機関への危険物申請等の手続の内容が変わってきます。内容は、図1と表3のとおりです。

図1 危険物の規制の区分

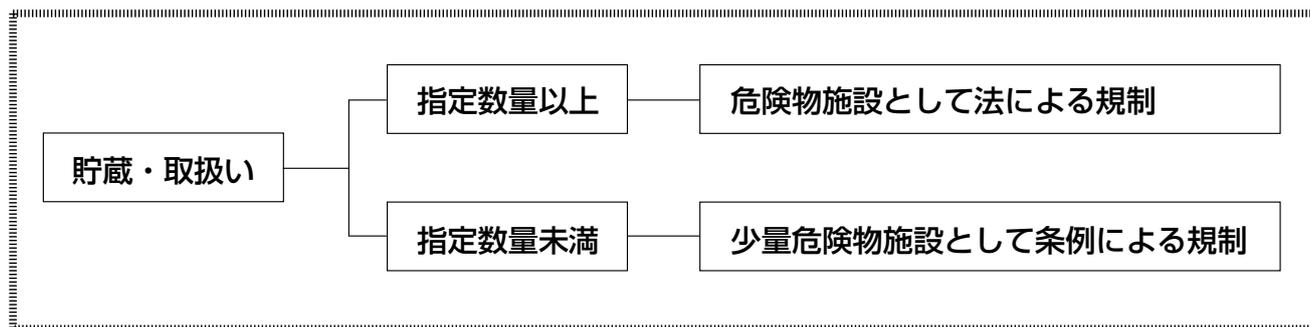


表3 指定数量に応じた危険物申請等の手続

区分	申請等の手続
指定数量以上	危険物製造所、貯蔵所、取扱所設置許可申請
指定数量の1/5以上 指定数量未満	少量危険物貯蔵取扱所設置(変更)届出
指定数量の1/5未満	不要